

独立行政法人国立文化財機構情報公開室設置要項

平成19年4月1日
理事長決裁

(趣旨)

第1条 この要項は、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第11条第3項の規定に基づき、独立行政法人国立文化財機構における法人文書ファイル管理簿について、一般の閲覧に供するために設置する情報公開室について必要な事項を定めるものとする。

(情報公開室の設置場所等)

第2条 情報公開室は、次の各号に掲げる場所に設置する。

- (1) 東京国立博物館 平成館3階
- (2) 京都国立博物館 事務棟1階
- (3) 奈良国立博物館 東新館1階
- (4) 九州国立博物館 本館2階
- (5) 奈良文化財研究所 本庁舎本館1階

2 前項各号の情報公開室は、当分の間、各施設の情報公開室を兼ねるものとする。

(開室日等)

第3条 情報公開室の開室日及び開室時間は、次の各号に規定するところによる。

- (1) 開室日 土曜日、日曜日、祝日・休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日、ただし臨時休業日を除く
- (2) 開室時間 9時30分～17時（12時から13時を除く。）

(管理)

第4条 情報公開室の管理は、次の各号に掲げる係が行う。

- (1) 東京国立博物館 本部事務局総務企画課
- (2) 京都国立博物館 総務課総務・人事係
- (3) 奈良国立博物館 総務課総務係
- (4) 九州国立博物館 総務課総務係
- (5) 奈良文化財研究所 研究支援推進部総務課総務係

附 則

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成19年9月14日に改正し、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月26日に改正し、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月4日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年9月13日に改正し、同日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年10月19日に改正し、同日から施行する。